

住もう

を応援します

四季折々に美しい情景を見せる日本のふるさと飯山。市では、そんな飯山市に移り住んでいただく方や三世代等の同居を考えている方を対象に、補助金の交付や利子補給などの支援を行います。また「空き家」バンクを活用することで、定住人口の増加とふるさと回帰による定住対策、また住宅建設による民間事業者の経済活動の促進を図ります。詳しくは、「いいやま住んでみません課」までお問い合わせください。

【お問い合わせ】いいやま住んでみません課 移住定住係 ☎62-3111 内線252

飯山市移住・定住支援 住宅建設促進事業

1,000万円住宅のご提案

雪国で生まれ、雪国で生活している建築の技術者が、皆様の移住定住スタイルに合わせた、1,000万円住宅のプランを考えました。

【個人住宅建設への支援】

- 対象土地 飯山市土地開発公社住宅分譲地または民有地（上下水道整備区域内にある市長が認めた区域内の土地）
- 住宅要件 自ら発注し新築する住宅
- 対象者 建設年度に夫婦のうちどちらかが40歳未満か20歳未満の子どもと同居の家庭で、次の①～②のいずれかに該当する家庭
 - ①市外から新たに転入しようとする夫婦
 - ②市外から転入して3年以内で、現在賃貸住宅に居住している夫婦
- 補助金額
 - ◇土地開発公社住宅分譲地に建設の場合 150万円（市内建設業者請負でない場合120万円）
 - ◇民有地に建設の場合 100万円（市内建設業者請負でない場合80万円）
- 補助金の交付対象期間 平成23年4月1日～平成24年3月31日までに建設（完成）した住宅

【中古住宅購入への支援】

- 対象者 市外から新たに転入しようとする方、および市外から転入して3年以内で、現在賃貸住宅に居住している方
- 補助内容 中古住宅を購入するために購入資金を借り入れた方に、1,500万円を上限に借入金の2%相当額を2年間補助します。（上下水道区域内で市長が認めた区域にある建物に限ります）
- 補助金の交付対象期間 平成23年4月1日～平成24年3月31日までに購入した住宅

親等と同居する若い世代の定住を支援 三世代等同居住宅建設支援事業

市では家庭内での子育てや高齢者介護など世代間で支え合っていたらこうと、親等と同居するための住宅の新築・増築で借り入れる資金の利子の一部を補給する「三世代等同居住宅建設支援事業」を行っています。



- 支援の内容 親等と同居しようとする（している）方がその住宅を新築または増築するために資金を借り入れた場合に、その借入金利子の一部を補給します。
- 利子補給額 借入金額（残高・限度額1,500万円）の年1%以内
- 利子補給期間 借入当初から3年間
- ※①補助金の交付対象期間は、平成23年4月1日から平成26年3月31日までです。
- ※②親等とは60歳以上となる父母・祖父母等の親族をいいます。
- ※③同居する親等が住宅を新築・増築する場合は対象となりません。

「空き家バンク」制度のご活用を

市では「空き家バンク」制度を開設しています。この制度は市内の使用されていない住宅・宅地等を所有者の方から登録をしていただき、物件の購入・賃借を希望する方々へ市から空き家情報を提供するものです。

「空き家バンク」への空き家情報登録の流れ

- ①賃貸・売却物件の登録 「空き家バンク登録申込書」へ必要事項を記入のうえ、市役所いいやま住んでみません課へ提出してください。
 - ②現地確認 市担当者や宅建協会担当者が現地調査。
 - ③空き家情報の提供 調査の結果、適正な物件と認められると空き家バンクに登録され、市ホームページ・市窓口で情報提供を行います。
 - ④物件の交渉 物件の申し込みがあると宅建協会の仲介により交渉。（法律に基づく仲介手数料がかかります）
- 詳しくは、いいやま住んでみません課まで。

【お問い合わせ】まちづくり課まち並整備係 ☎3111 内線244・245

例年より1週間遅れで植栽実施

フラワーロード植栽のお知らせ

今年度で22年目を迎える「フラワーロード事業」は、国道117号および西回り線において、各集落や学校、企業の皆様により植栽から草取りまで実施していただいております。市外から訪れる方にも大変好評をいただいている取り組みです。



す。市民の皆さんのご協力をよろしく願います。

【植栽日】 6月12日(日)

【時間】 午前6時から

【花種】

- 国道117号・曙町 車道側 ピンカ
- 河川側 アゲラタム
- 西回り線 西側 ショウメイギク
- 東側 ルドベキア

今年度は、花苗の成長が遅れており、例年より1週間遅れで花の植栽作業が行われます。

【お問い合わせ】庶務課 庶務係 ☎3111 内線333

行政相談委員制度を活用しましょう



行政相談委員制度は、行政や独立行政法人などに対する苦情や意見、要望などを行政相談委員を通じてお聞きし、解決や実現を目指すという制度です。

市では木島地区天神堂の丸山忠吉さん（☎5656）が委嘱されています。行政相談は、毎月20日（当日が休日の場合はその前後の日）に飯山市福祉センターで開催される総合相談のほか、自宅や電話でも相談に応じます。



飯山市行政相談委員 丸山忠吉さん

は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

高齢者世帯や弱者世帯が対象

住宅屋根の融雪化工事に対する補助制度

飯山市では高齢者等世帯などを対象に、雪下ろし作業の負担軽減や、転落事故の防止を図るため、次のとおり住宅屋根の融雪化費用に対し補助を行います。補助を受ける場合には着工前に申請が必要です。ご希望の方は事前お問い合わせのうえ、要件に該当するかご確認ください。



- 【対象となる住宅】（申請者の持ち家に限る）
 - ◇専用住宅
 - ◇併用住宅で居住部分面積が全体面積の2分の1以上を占めるもの
- 【対象となる融雪装置】
 - ◇不凍液や温水等（地下水を利用するものは対象外）の循環方式や電熱式などによる装置
- ※融雪装置は新築時の設置、増改築時の設置いずれも対象となります。
- 【対象となる世帯】（次の全てに該当する世帯）
 - ①55歳以上の方のみの世帯、または母子家庭世帯、もしくは生計の中心の方が障害者の世帯
 - ②飯山市に住所がある方
 - ③市税の滞納がない方
- ④過去に屋根融雪工事や住宅取得費用等に対し、市から補助金を受けていない方
- 【補助金額】 融雪装置設置費用の10分の1以内（上限30万円）
- 【申請受付期間】 4月1日～12月25日

補助金の計算例

- 例1 「工事費が200万円のとき」
（計算式）200万円×10分の1=20万円
⇒補助金額は20万円
- 例2 「工事費が350万円のとき」
（計算式）350万円×10分の1=35万円
⇒補助金額は限度額の30万円